

大口町告示第136号

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成7年大口町告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「会議は」を「協議会の会議（以下「会議」という。）は」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第9条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を召集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(会議の開催)  第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集する。ただし、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。	(会議の開催)  第8条 会議は、会長が必要に応じて召集する。ただし、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
(書面審議)  第9条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を召集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることもって会議に代えることができる。	
2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。  (庶務)	(庶務)
第10条 協議会の庶務は、まちづくり部環境対策室において処理する。  (その他必要事項)	第9条 協議会の庶務は、まちづくり部環境対策室において処理する。  (その他必要事項)
第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。	第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。